

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	資産移転と課税—若年世代への資産移転の促進と相続税・贈与税—
他言語論題 Title in other language	Wealth Transfer and Taxation: Promotion of Wealth Transfer to Younger Generations, and Inheritance and Gift Tax
著者 / 所属 Author(s)	加藤 浩 (Kato, Hiroshi) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 財政金融調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	820
刊行日 Issue Date	2019-05-20
ページ Pages	01-19
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	相続税・贈与税という資産移転に係る税目に関して、格差の固定化防止を図りつつ若年世代へ資産移転を促進することを企図した制度改正及びその課題等について、整理を試みる。

* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

資産移転と課税

—若年世代への資産移転の促進と相続税・贈与税—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 財政金融調査室主任 加藤 浩

目 次

はじめに

I 相続税・贈与税の意義と課税方式

- 1 意義
- 2 基本的な課税方式

II 若年世代への資産移転の促進と相続税・贈与税

- 1 政府税調における資産移転の促進の必要性の表明
- 2 相続時精算課税制度
- 3 政府税調専門家委員会の中間報告
- 4 資産移転の促進に係る平成 25 年度税制改正等

III 平成 27 年の政府税調における論点整理

IV 相続税・贈与税の制度をめぐる経済・社会的な現況等

- 1 家計資産・被相続人の年齢の構成比・ライフサイクルで見た給付と負担等
- 2 格差の固定化と所得格差・資産格差が教育・結婚に与える影響等
- 3 相続税の課税件数・税収の推移等

V 若年世代への資産移転促進に係る課税をめぐる意見

- 1 経済活性化の方策として是認する意見
- 2 贈与税の意義や公平性の観点等から問題点を指摘する意見

VI 与党大綱における取扱い

- 1 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置
- 2 資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討

VII 一体化課税をめぐる留意点

- 1 法定相続分課税方式に伴う困難
- 2 配偶者の取扱い・世代飛ばしへの対応
- 3 累積的課税に係る税務行政上の負担及び「贈与」の定義に係る問題

VIII 諸外国の制度等に見る一体化課税の仕組み

おわりに

キーワード：相続税、贈与税、資産課税、相続時精算課税、資産移転、格差是正

要 旨

- ① 相続税は、資産が相続等で移転する際に課される税目であり、贈与税はその補完税であると言われている。相続税の回避を抑制するために、贈与税は重課されてきた。
- ② ここ十数年間において、格差の固定化の防止を図りつつ、若年世代への資産移転を促進することを企図した議論が政府税調で交わされ、制度改革が行われてきた。内容としては、相続税と贈与税の一体化の試みである相続時精算課税制度の創設や、相続税課税強化と贈与税負担緩和の組合せ等である。
- ③ 平成 27 年には政府税調が、相続税・贈与税に係る論点整理を行い、格差の固定化の防止を図りつつ資産移転の時期の選択に（より）中立的な制度を構築するという視点を盛り込んだ。
- ④ 相続税・贈与税をめぐる経済・社会的な現況を見ると、高齢者への資産の偏在、所得格差・資産格差が若年世代の教育・結婚等に影響を与えている可能性が示唆されている。
- ⑤ 若年世代への資産移転促進に係る課税については、様々な観点からの議論が見られる。
- ⑥ 与党の「平成 31 年度税制改正大綱」においても、贈与税の非課税措置の取扱いや資産移転の時期の選択に中立的な制度の構築の検討について言及がある。
- ⑦ 相続税・贈与税の一体化に関しては、現行の相続税と贈与税との間に見られる様々な差異の調整が必要になると考えられる。累積的課税等の方式を取る場合には、贈与の申告や記録の保存等、納税者・課税庁が負担するコストにも留意する必要がある。
- ⑧ 格差の固定化の防止を図りつつ、若年世代への資産移転を促進するような相続税・贈与税の仕組みについては、諸外国の制度等も参考にしながら、今後検討が進んでいくであろう。

はじめに

平成 30 年 12 月 14 日に決定された自由民主党・公明党の平成 31 年度税制改正大綱⁽¹⁾（以下「与党大綱」）は、その基本的な考え方として「税制は経済社会のあり方に密接に関連するものであり、今後とも、格差の固定化につながらないよう機会の平等や世代間・世代内の公平の実現、簡素な制度の構築といった考え方の下、検討を進める」⁽²⁾と記している。

また、この与党大綱決定時の記者会見で、宮沢洋一自由民主党税制調査会会長は、次年度の税制改正に関して「どこまで結論が出るかは別の話だが、老後に関する税制や相続税、贈与税がテーマになる」と述べた。西田実仁公明党税制調査会会長も「老後の備えと相続税・贈与税について、この 2 つが大きなテーマになると思う」と述べたと報じられている⁽³⁾。これらの発言は、格差の固定化につながらないように機会の平等などを重視するという与党大綱の考え方に沿って、相続税・贈与税の取扱いを検討する必要があると表明したものと考えられる。

平成 31 年度税制改正をめぐる各紙社説の中には、相続税が近年の改正で強化され課税対象が拡大されていることを踏まえた上で、更にその効果を検証しつつ、富裕層への一段の課税強化なども議論を深め、所得の（あるいは資産の）再分配機能の回復を通じて格差是正につなげたいと述べるものがある⁽⁴⁾。また、次年度以降の税制改正のテーマとして注目すべきものは相続税・贈与税の類の資産課税であるとする有識者の意見も見られる⁽⁵⁾。

本稿は、相続税・贈与税に関して、ここ十数年間において特に議論されるようになった、格差の固定化防止を図りつつ若年世代へ資産移転を促進することを企図した制度改正及びその課題等について、整理を試みるものである。まず、相続税・贈与税の意義と課税方式を確認し、その後、内閣府に設置されている税制調査会（以下「政府税調」）が両税との関連で行った若年世代への資産移転の促進に係る議論や、相続税強化と贈与税緩和を組み合わせた近年の制度改正等を概観する。この概観においては、相続税・贈与税の一体化に係る仕組みとして平成 15 年度に導入された相続時精算課税制度も取り扱う。続いて、政府税調が平成 27 年に取りまとめた、今後の相続税・贈与税の在り方に関する論点を確認し、両税をめぐる経済・社会的な現況の把握を行う。さらに、若年世代への資産移転促進に係る課税をめぐる有識者等の意見を俯瞰（ふかん）し、与党大綱における取扱いについて触れる。最後に、両税の一体化等を含む今後の制度構築の方向性を探り、諸外国の事例にも言及する。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成 31 年 4 月 1 日である。

(1) 自由民主党・公明党「平成 31 年度税制改正大綱」2018.12.14. <https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/138664_1.pdf?_ga=2.240824389.719334189.1552543219-359744078.1552543219>

(2) 同上, p.2.

(3) 「記者座談会 19 年度税制改正の舞台裏を探る 消費税率引き上げ対策に腐心 10%の先も見据え」『税務経理』9742 号, 2019.2.8, pp.8-12.

(4) 「主張 与党税制大綱 改革の先送りは許されぬ」『産経新聞』2018.12.14.

(5) 森信茂樹「今年こそは本格税制の議論を」『税務弘報』67 巻 3 号, 2019.3, p.6.

I 相続税・贈与税の意義と課税方式

1 意義

相続税は、人（被相続人）の死亡によって、その資産が相続又は遺贈という形で配偶者や子などの相続人又はその他の者に移転する機会に、その取得した資産に対して担税力を見いだして課される租税である。贈与税は、個人からの贈与によって資産が他者に移転する機会にその資産に対して担税力を見いだして課される租税である。贈与税は、生前贈与によって相続税の負担を回避することを防ぐために採用された税目であり、相続税の補完税と言える⁽⁶⁾。

また、相続税は所得課税を補完する機能を持つと言われている。被相続人が生前に受けた、社会及び経済上の要請に基づいて制度設計された税制上の恩典により、所得課税の負担を軽減されて蓄積した資産を相続開始の時点で清算するという考え方である⁽⁷⁾。所得課税は、その税率の累進構造の下で垂直的公平⁽⁸⁾の確保を図っているが、相続税はその補完的役割を担うのに適した税制であるということである。

さらに、相続人等が得た偶然の富の増加に対し、超過累進税率を適用して税を徴収することで、相続しなかった者との資産保有状況の均衡を図り、富の過度の集中を抑制するという資産再分配の機能を持っている。これは機会の平等の確保に資していると言われる⁽⁹⁾。

2 基本的な課税方式

(1) 相続税

一般に相続税の課税方式には、大別して2種類の方式がある。そのうちの一つである遺産課税方式は、被相続人の遺産総額に着目してこれを課税物件として課税する方式である。もう一つの遺産取得課税方式は、個々の相続人等が取得した遺産額に着目して、これを課税物件として課税する方式である。

遺産課税方式は、死亡した者が生存中に蓄積した富の一部を死亡に際して社会に還元すべきであるという考え方に基づくものである。遺産分割の如何に関係なく遺産総額によって税額が決定されるため、実際の遺産分割の方法に対して中立的であり、さらに税務の執行が容易であると言われる⁽¹⁰⁾。

(6) 金子宏『租税法 第23版』弘文堂, 2019, pp.671-745等を参照。

(7) 税務大学校『相続税法（基礎編）平成30年度版』2018, p.1. 国税庁ウェブサイト <<http://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kohon/souzoku/pdf/30/00.pdf>>等を参照。

(8) 租税原則の基礎を成すものの一つに、公平性の原則があり、所得税制における公平性の概念としては、垂直的公平と水平的公平がある。負担能力の大きい人により大きな負担をせよというものが垂直的公平であり、等しい負担能力のある人には等しい負担を求めよというのが水平的公平である。例えば、税制調査会『わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—』2000, p.16. 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業ウェブサイト <<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1238758/www.cao.go.jp/zeicho/tosin/zeichof.html>>; 大田弘子ほか「所得税における水平的公平性について」『景気判断・政策分析ディスカッション・ペーパー』DP/03-1, 2003.3, p.4. 内閣府ウェブサイト <<http://www5.cao.go.jp/keizai3/discussion-paper/dp031.pdf>>等を参照。

(9) 税務大学校 前掲注(7)等を参照。このほか、相続税は、フローの経済活動への影響が少ない、あるいは所得税に比べると勤労意欲を阻害する程度は少ないという見方がある。また一方で、様々な資産の価値を評価する難しさやキャッシュフロー（支払に充当するための資金）がないところにも課税する難しさがあると言われる。金子宏『租税法理論の形成と解明 上巻』有斐閣, 2010, p.297等を参照。

(10) 金子 前掲注(6)等を参照。

遺産取得課税方式は、各相続人等が相続した資産額に応じて、それぞれ超過累進税率を適用することで、相続という偶然の理由による富の集中化の抑制によりよく適合している。同じ額の資産を取得すれば税額は同じなので、遺産相続の総額や相続人数の影響を受けることなく税負担の公平も保つことができる⁽¹¹⁾。

我が国の現行の相続税の課税方式は、各相続人等が実際に取得した資産の価額を課税物件とする遺産取得課税方式を基礎としながらも、被相続人の遺産総額を課税物件とする遺産課税方式の要素も加味したものとなっており、法定相続分課税方式と呼ばれる。

具体的には、相続税の総額は、実際の遺産分割には関係なく、遺産総額を「民法」(明治29年法律第89号)第5編第2章(相続人)の規定に基づく法定相続人が法定相続分で分割して相続したという仮定に立って、その遺産総額と法定相続人数と法定相続分の割合を基礎にして算出する。その際、遺産に係る基礎控除額が、いわば相続税の課税最低限として設定されている。この課税最低限は、相続税の課税ベースの大小に深く関わるものであり、令和元年現在では3000万円+600万円×法定相続人数となっている。

そして基礎控除額を控除した残余の金額が、法定相続分により各相続人等に取得されたものとして按分された取得額について、超過累進税率に基づく税額が個別に計算され、それらを合計したものが相続税額の総額となる。実際の各相続人の納付税額の算定については、相続税総額を各相続人等の実際の遺産取得割合で按分して算出した税額を基に、配偶者の税額軽減等の措置⁽¹²⁾を行って確定するというものである⁽¹³⁾。

現行方式は、相続税の総額が遺産総額と法定相続人数等により一義的に定まり、遺産分割の方法に対して中立的であることなどから、肯定的に評価する意見がある⁽¹⁴⁾。一方、同じ額の資産を取得しても、遺産総額の多寡によって税額が異なる可能性がある(遺産取得者の水平的公平⁽¹⁵⁾が損なわれる)、つまり必ずしも個々の相続人の相続額に応じた課税がなされない等の問題点を指摘する意見もある⁽¹⁶⁾。

また、現行方式の下では、居住等の継続に配慮した特例措置による税負担の軽減効果がある場合、居住等を継続しない他の共同相続人等の税負担も軽減されるという波及効果がある。そのため公平性の面で更に問題が生ずるという点も指摘されている⁽¹⁷⁾。

(11) 同上

(12) 例えば、配偶者は、取得した資産の法定相続分又は1億6000万円のいずれか大きい金額に対応する税額までは、配偶者控除を受けられる。一般的に配偶者は被相続人と同一の世代に属するため、法定相続分までは非課税措置がとられている。

(13) 税務大学校 前掲注(7)等を参照。このような現行の課税方式は、昭和32年の税制特別調査会答申に基づいて、今日まで採用されるに至っている。税制特別調査会「相続税制度改正に関する税制特別調査会答申」大蔵省主税局編『税制特別調査会答申』1958。この答申を分析したものとして、三木義一・末崎衛『相続・贈与と税 第2版』信山社、2013、pp.7-15等を参照。

(14) 税制調査会「平成21年度の税制改正に関する答申」2008、p.6。国立国会図書館インターネット資料収集保存事業ウェブサイト <<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11152999/www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/201128a.pdf>>を参照。

(15) 税制調査会 前掲注(8)を参照。

(16) 総計額が基礎控除の範囲内である資産(例えば3000万円)ならば、一人の子だけで全て相続する場合でも無税で済む。一方非常に高額な資産が相続され相続税が課されることになった場合、(複数の)子のうちの一人の相続額が3000万円であっても、当該の高額な資産額全体に対するその者の相続資産額分の割合で按分された税額は納付しなければならない。現行課税方式に関する批判は、例えば、三木・末崎 前掲注(13)、pp.5-13を参照。

(17) 税制調査会 前掲注(14)、pp.5-7。具体的な例で言えば、親の居住用宅地を子の一人が相続し居住を継続することで、当該宅地の課税対象資産としての評価額が特例措置により大きく圧縮され、それによって他の子の相続した資産も合わせた親から子全員への相続資産の全体額が小さくなり、各々の子が実際に負担する税額が大きく軽減されるということがあり得る。

(2) 贈与税

贈与税は、「相続税法」(昭和25年法律第73号)で相続税と並んで規定されている税目で、1月1日から12月31日までの1年間(暦年)に贈与された資産の合計額を基礎にして税額が計算される。基礎控除額は令和元年現在で110万円であり、これを控除した残余の贈与資産額に超過累進税率がかかる仕組みである。贈与税が、相続税の回避防止のために設けられた税目であることから、同一の金額であっても、贈与税は相続税よりも高い税率が適用される。例えば、相続税は1000万円の課税対象資産額に10%の税率が適用されるが、贈与税は同じ1000万円の課税対象資産額に40%の税率が適用される。なお、贈与税にも婚姻期間が20年以上の配偶者に対して、居住用不動産又はその取得資金に関する配偶者控除がある⁽¹⁸⁾。

また、一定の要件の下、納税者の選択により、贈与を受けた際には軽減・簡素化された贈与税を支払い、その後の相続時に、その贈与資産と相続資産とを合計した額を課税価格として相続税額を計算し、そこから既に支払った贈与税額の控除を受けて、相続税と贈与税との精算を行う制度がある。これは、相続時精算課税制度と呼ばれるもので、贈与を受けた際の税率は、令和元年現在一律20%、贈与に係る特別控除額は累積で2500万円である⁽¹⁹⁾。相続時精算課税制度については、Ⅱ2で後述する。

Ⅱ 若年世代への資産移転の促進と相続税・贈与税

1 政府税調における資産移転の促進の必要性の表明

ここ十数年の政府税調の答申を俯瞰すると、若年世代への資産移転を促進し、経済の活性化につなげるべきであるという論調が現われるようになってきている。生前贈与をある程度促進しつつ(あるいは過度に抑制しないようにしつつ)、世代内格差がそのまま次世代へと引き継がれないように税負担を求めていく制度を構築することが必要ということである⁽²⁰⁾。

政府税調における過去の議論では、平成12年の政府税調答申において、高齢者層に資産が偏在している状況を踏まえると、我が国の経済成長を支えている若年・中年世代への早期の資産移転が、経済社会の活性化を図る上で望ましいのではないかとの考え方があることを記しつつ、相続税の課税回避を防止するという贈与税の基本的な機能を損なわないようにすることが肝要であること等も述べており⁽²¹⁾、この答申が出された段階では、世代間の資産移転について、全体的論調としては必ずしも積極的ではなかった⁽²²⁾。

しかし、その後の政府税調は、経済社会の活性化に向けて、効率的な資源配分の徹底と自由な経済活動を妨げない税制という視点を前面に出し、資産移転の時期の選択の中立性と高齢者の保有する資産の次世代への早期移転を目的として、相続税・贈与税の一体化の検討を打ち出した⁽²³⁾。そして平成15年度税制改正において、生前贈与の円滑化に資する観点から、相続税・

(18) 税務大学校 前掲注(7), p.50等を参照。

(19) 同上, p.59。

(20) 政府税調の答申等の変遷等については、加藤浩「資産課税改革の動向と展望—相続税・贈与税に係る論点をめぐって—」『レファレンス』753号, 2013.10, pp.33-62. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8328284_po_075302.pdf?contentNo=1>を参照。

(21) 税制調査会 前掲注(8), p.307。

(22) 加藤 前掲注(20)を参照。

(23) 税制調査会『あるべき税制の構築に向けた基本方針』2002, pp.2-4. 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業ウェブサイト <<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11152999/www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/140614.pdf>>等を参照。

贈与税の一体化措置として、次節で述べる相続時精算課税制度が創設されるに至った⁽²⁴⁾。

2 相続時精算課税制度

ここでは、相続時精算課税制度の目的や内容と当該制度に係る評価等を記す⁽²⁵⁾。

(1) 相続時精算課税制度の目的

前述のように、贈与税が相続税の回避防止のために設けられた税目であることから、贈与税の税率は相続税の税率よりも高く設定されている。そのため生前贈与による資産の移転が抑止されていた。

しかし高齢化の進展に伴い、相続による次世代への資産移転の時期が従来よりも大幅に遅れ、相続人も既に高齢者となっているという状況が広く見られるようになってきた。この現状に鑑み、高齢者の保有する資産を早めに次世代に移転し、資産の有効活用を通じて経済社会の活性化に資するべきであるという社会的要請が出てくるようになった⁽²⁶⁾。

要請を受けた検討の結果、生前贈与を容易にして、生前贈与と相続との間で資産移転の時期の選択に対して税制の中立性を確保し、次世代への資産移転を促進するという目的で、相続時精算課税制度が平成 15 年度税制改正において創設された⁽²⁷⁾。

なお、次世代への資産移転を促進するという目的に関しては、平成 25 年度税制改正において、贈与者の年齢要件等が緩和される措置等がとられたことも重要である。具体的には、受贈者が 20 歳以上の推定相続人から 20 歳以上の推定相続人及び孫に、贈与者が 65 歳以上の者から 60 歳以上の者へと、それぞれ改正され、孫等への生前贈与が行いやすくなっている⁽²⁸⁾。

(2) 相続時精算課税制度の内容

この制度は、納税者の選択により、暦年単位による贈与税の課税方法（暦年課税）に代えて、贈与時にはこの制度に係る贈与税額（特別控除額：累積 2500 万円、税率：一律 20%）を納付し、その後、その贈与をした者の相続開始時には、この制度を適用した受贈資産の価額と相続又は遺贈により取得した資産の価額の合計額を課税価格として計算した相続税額から既に納付したこの制度に係る贈与税額を控除した金額を納付する（贈与税額が相続税額を上回る場合には還付を受ける）ことにより、相続税・贈与税を通じた納税を可能とするものである⁽²⁹⁾。

この制度の適用は、選択制である。受贈者（相続時精算課税適用者）である兄弟姉妹が別々に、贈与者である父・母ごとに、選択可能となっている。ただし、この制度の適用を受ける選択をすると、相続時までこの制度の適用が継続され、贈与税の暦年課税の制度に戻ることはできな

⁽²⁴⁾ 創設に係る提言については、税制調査会『平成 15 年度における税制改革についての答申—あるべき税制の構築に向けて—』2002, pp.10-11, 17-18. 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業ウェブサイト <<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11152999/www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/141119.pdf>> 等を参照。

⁽²⁵⁾ 以下、相続時精算課税制度の目的や内容については、中里実ほか編著『租税法概説 第 3 版』有斐閣, 2018, pp.249-262; 税務大学校 前掲注(7)等を参照。

⁽²⁶⁾ 税務大学校 同上, p.59 等を参照。

⁽²⁷⁾ 金子 前掲注(6)等を参照。

⁽²⁸⁾ 財務省「説明資料（資産課税（相続税・贈与税）について）」2018.10.17, p.23. 内閣府ウェブサイト <<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2018/30zen18kai2.pdf>> 等を参照。

⁽²⁹⁾ 税務大学校 前掲注(7), p.59 等を参照。

くなる。そのため、暦年課税に認められる年間 110 万円の基礎控除は利用不可能となる。

相続時精算課税制度の適用に当たっては、贈与資産の種類、贈与資産の金額及び贈与回数に関する制限はない。また、適用対象である贈与資産は、他の贈与資産と区別して贈与税が課される。受贈者に与えられる特別控除額は、同じ贈与者から贈与を受けた場合に、この枠を使い切るまで利用できる（特別控除額の未利用分が繰り越される）。

(3) 相続時精算課税制度の利用状況

この制度の導入当初に財務省が実施した実態調査によると、平成 15 年分の贈与税申告人員全体の 18.2% に相当する 7 万 8 千人の受贈者がこの制度を利用し、1.2 兆円に達する新たな資産移転効果があったということである。制度の初年分から高齢層の資産を早期に次世代に移転させ、資産の有効活用を通じ経済社会の活性化に資する効果を発揮し得たものと考えられる旨、当該調査では述べられている⁽³⁰⁾。

一方、平成 28 年分の贈与税の申告・課税状況を見ると、この制度を利用した受贈者数は贈与税申告人員全体の 8.7% に相当する 4 万 5 千人、取得された資産額は 6080 億円であり、利用者が減少している状況が見られる⁽³¹⁾。導入当初から見ると、この制度の利用は、特に平成 20 年度から平成 21 年度、平成 22 年度の辺りで、件数ベースでも金額でも減少しており、その理由である可能性がある要素として挙げられるのは、平成 21 年度から導入された、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受ける場合の非課税措置⁽³²⁾である。初年度に当たる平成 21 年度から平成 22 年度にかけてこの措置の利用が 7 万件程度に増えて、その水準で推移しているため、この非課税措置が選択される中で相対的に相続時精算課税制度の利用が減少したということがあり得るといふ分析が示されている⁽³³⁾。このような現況に基づいて、相続時精算課税制度については、必ずしも十分活用されておらず今後の展開の仕方が一つの論点であるという、財務省の政策担当者からの見解も示されているところである⁽³⁴⁾。

(4) 相続時精算課税制度に係る評価

この制度は、生前贈与の際に、暦年課税の基礎控除額を大幅に超える特別控除額を設定して、相続という後々の段階まで課税時期を繰り延べて、相続の際に合わせて精算課税する制度である。どのように相続や贈与が行われようと、人の一生の間に資産の移転によって受け取った金額が同じであれば、税額も同じにすべきであるという考え方を制度化した、相続税と贈与税の統合化・一体化の試みの一つである。相続税と贈与税の大きな金額の特別控除の枠を相続より前の時点で利用できるため、特段使う目的のない親が保持しては有効需要の充足には役立つ

(30) 財務省主税局税制第一課「平成 15 年分相続時精算課税制度に係る贈与税の申告実態調査—調査結果の概要—」2004.8.31. 新日本法規出版ウェブサイト <<http://www.sn-hoki.co.jp/upload/image/data/2716/gaiyou.pdf>>; 石弘光『現代税制改革史—終戦からバブル崩壊まで—』東洋経済新報社, 2008, pp.719-722.

(31) 国税庁『第 142 回国税庁統計年報 平成 28 年度版』2018, pp.244-263. <<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/h28/h28.pdf>>

(32) 国税庁『税制改正の解説 平成 21 年』2009, pp.557-561.

(33) 山下正通主税局税制第一課主税企画官の発言。「税制調査会（第 20 回総会）議事録」2018.11.7, p.19. 内閣府ウェブサイト <<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/30zen20kaigiji.pdf>>

(34) 山下主税局税制第一課主税企画官の発言。「税制調査会（第 18 回総会）議事録」2018.10.17, p.17. 同上 <<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/30zen18kaigiji.pdf>>

たない資金が、比較的消費意欲の強い若年層に属する子どもに渡り、有効な目的のために使われて、景気刺激につながり経済発展にそれ相応の効果を発揮するであろうと考えられている⁽³⁵⁾。世代間の資産移転を促し、高齢社会の到来と合致した改革のケースとの評価もある⁽³⁶⁾。

贈与して子どもに資産を移転しても、相続発生時には課税対象遺産額に加算される。ただし、贈与時の評価額のまま遺産に足し戻すので、値上がりが見込める資産ならば、その値上がり分が遺産に加算されず相続税の対象とならないというメリットがあるし、家賃や利息を生む収益性資産なら、贈与後の果実は受贈者のものとなるので、所得の親から子どもへの分散の効果が生じる。この制度の目的は、目前の贈与を行いやすくするところにあり、将来相続税が課税されるほどではない程度の資産を有する家庭において最も大きな効果を発揮する⁽³⁷⁾。また、事業の生前贈与による事業承継の円滑化に役立つという評価もなされている⁽³⁸⁾。

一方、贈与時の価額で相続税が課税されるため、贈与資産が値下がりした場合は不利になる。特に最近では自然災害等が頻発しているため、資産価値が大きく下落・減少することも珍しくない。加えて、手続や管理の煩雑さ、一度選択すると暦年課税に戻れないことなど、利用が容易でない原因が幾つもあるとする指摘がある⁽³⁹⁾。

なお、贈与時において算出される税額は、暫定的なものであり、その税額は予納に過ぎないところに注意が必要である⁽⁴⁰⁾。例えば、平成 25 年度税制改正で、法定相続人が配偶者と子 2 人の計 3 人の場合、相続税の遺産に係る基礎控除額が 8000 万円(5000 万円+1000 万円/人×3 人)から 4800 万円(3000 万円+600 万円/人×3 人)に引き下げられている。この改正の結果、既に相続時精算課税制度を利用して 2 人の子にそれぞれ 2500 万円の生前贈与を行っていた場合、相続時に合算される贈与資産額が 5000 万円となり基礎控除額を上回ることから、相続税の課税を受けることとなる。相続時精算課税制度を選択した場合には、贈与資産を相続資産に合算して累積課税するのであるから、特別控除額は贈与税の課税を飽くまで繰り延べているに過ぎない⁽⁴¹⁾。

3 政府税調専門家委員会の中間報告

さらに、平成 22 年度には、政府税調の下の専門家委員会が、以下の内容を盛り込んだ「税目ごとの論点の深掘り」に関する議論の中間報告⁽⁴²⁾を公表した。相続税・贈与税に関連する記述の中には、以下の諸点が盛り込まれている。

① 高齢者層が保有する資産をより早期に次世代に移転させ、その有効活用を通じて経済社会

(35) 金子 前掲注(9), p.269.

(36) 石 前掲注(30)

(37) 須田邦裕「資産課税の節税策 優遇規定を知らないと損をする」『エコノミスト』90 巻 55 号, 2012.12.17, p.124.

(38) 金子 前掲注(6)

(39) 神津信一税理士の意見。「税制調査会(第 21 回総会)議事録」2019.1.31, p.18. 内閣府ウェブサイト <<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/30zen21kaigiji.pdf>> を参照。

(40) 渋谷雅弘「相続税・贈与税の一体化課税の是非」『税研』25 巻 6 号, 2010.5, pp.46-51; 同「相続税・贈与税の累積的課税」稲葉馨・亙理格編『行政法の思考様式—藤田宙靖博士東北大学退職記念—』青林書院, 2008, pp.593-618; 阿部雪子「贈与税の仕組みと主たる論点」『日税研論集』61 号, 2011.9, pp.149-207 等を参照。

(41) 岩下忠吾「現行法における生前贈与に対する贈与税」『税研』29 巻 3 号, 2013.9, pp.44-48.

(42) 税制調査会専門家委員会「税目ごとの論点の深掘り」に関する議論の中間報告(平成 22 年度第 19 回税制調査会資料)2010.12.2, pp.12-13. 内閣府ウェブサイト <http://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/zeicho/2010/_icsFiles/afieldfile/2010/12/10/22zen19kai2.pdf>

の活性化を図るため、贈与税の緩和策を検討する必要があること。

- ② 相続税の課税ベース拡大や税率構造の累進性回復などの見直しは、生前贈与を促す効果があるので、贈与税の緩和策を追加すれば、早期移転が一層促進され、消費拡大や経済活性化につながる。
- ③ 贈与税は相続税の補完税であることや、贈与税の過度の緩和は若年層における世代内格差の拡大等につながることに留意が必要であること。

ここでは、留意点を挙げつつも、相続税の増税で生前贈与を促し、贈与税の緩和策を追加して、資産の早期移転と消費拡大・経済活性化につなげるという視点が出されている。

4 資産移転の促進に係る平成 25 年度税制改正等

その後、平成 25 年度税制改正において、贈与税について、高齢者層が保有する資産をより早期に次世代に移転させ、その有効活用を通じて消費拡大や景気刺激を図るための緩和策が導入された。具体的には、子や孫への教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置導入や、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造の緩和、相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件等の緩和が挙げられる。これは同時に実施された相続税の課税ベース拡大や税率構造の累進性回復⁽⁴³⁾が生前贈与を促す効果を持つ⁽⁴⁴⁾ので、贈与税の緩和策を追加すれば、早期移転が一層促進され、消費拡大や経済活性化につながるという意図の下に行われたものである。何もしなければ相続税が増税されるが、生前贈与を計画的に進めれば贈与税が軽減されるという、いわば「アメとムチ」によって生前贈与を促進する政策であると評されている⁽⁴⁵⁾。

また、前述のように、既に平成 21 年度から住宅取得等資金の贈与を受ける場合の非課税措置が創設されており、さらに平成 27 年度税制改正では、経済活性化の追加策として、結婚・子育て資金の一括贈与に関する贈与税の非課税措置が追加されている⁽⁴⁶⁾。

このように、若年世代への資産移転の促進と経済活性化のための贈与税の緩和措置は、様々な形で制度化されてきている⁽⁴⁷⁾。贈与税は、従来、相続税の補完税としての側面が強調され、相続税の課税回避を防止する観点から、生前贈与に厳しい対応がなされてきており、比較的少額の基礎控除額と累進度の高い税率構造でもって、「禁止的な生前贈与」という捉え方がされる場合もあった。しかし、現在はそれが緩められているという状況である⁽⁴⁸⁾。

(43) 基礎控除の 4 割引下げ (5000 万円 + 1000 万円 / 人 × 法定相続人数 → 3000 万円 + 600 万円 / 人 × 法定相続人数) や最高税率の引上げ (50% → 55%) 等が行われた。

(44) これに関連して、相続税の強化が、高齢者が子孫に資産を残すための貯蓄を抑制し消費拡大を促進するため、不況期の租税政策として、経済格差の是正にも役立ち、景気刺激にも資するとするジョン・メイナード・ケインズ (John Maynard Keynes) の理論について、國枝繁樹「経済活性化のための贈与税非課税制度の問題点」『税研』29 巻 3 号, 2013.9, pp.32-37 を参照。

(45) 是枝俊悟「税制改正を踏まえた生前贈与方法の検討<訂正版>」2013.5.23, p.3. 大和総研グループウェブサイト <http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130523_007205.pdf>

(46) 岩見祥男「平成 27 年度税制改正案の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』849 号, 2015.2.10, p.6. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8962471_po_0849.pdf?contentNo=1> 等を参照。

(47) なお、経済活性化の観点から、そもそも相続税・贈与税を一時的にでも廃止すべしという主張も存在する (「今こそ「相続税」廃止で経済活性化図れ」『Themis』21 巻 6 号, 2012.6, pp.46-47)。また、大前研一「景気浮揚・三つの大改革—相続税の廃止で若い世代にお金を移そう—」『Voice』373 号, 2009.1, pp.103-104 では、高齢者の保有する個人金融資産を若者に移すための方策として、相続税・贈与税を一定期間ゼロにすべきと述べている。

(48) 塩野入文雄「贈与税特例の適用等による世代間資産移転—「資産移転」に係る基本的な視点—」『税理』59 巻 6 号, 2016.5, pp.28-38.

Ⅲ 平成 27 年の政府税調における論点整理

政府は、平成 27 年 6 月 30 日に、経済再生と財政健全化を共に達成するための具体的な計画として、「経済財政運営と改革の基本方針 2015—経済再生なくして財政健全化なし—」（以下「骨太の方針 2015」）を閣議決定した⁽⁴⁹⁾。この骨太の方針 2015 は、歳入改革の推進のために税体系全般にわたるオーバーホールを進め、将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築することをうたっている。特に、格差の固定化を防止し、若者が意欲をもって働くことができ、持続的成長を担える社会の実現を目指すこと等を強調している⁽⁵⁰⁾。

この骨太の方針 2015 を受けて、政府税調は、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的見直しという観点から議論を行い、平成 27 年 11 月にまとめた論点整理の中で、相続税・贈与税に関する今後の考え方の要点を以下の 3 項目にまとめている⁽⁵¹⁾。

- ① 資産の再分配機能の適切な確保の視点：資産保有高に関して世代間のばらつきが見られ、世代内でもやはりばらつきが見られるようになってきていること等を受け、平成 25 年度税制改正で施行された相続税課税強化の効果を見定める必要がある。そして資産の再分配機能が回復しているか、また、将来の人口動態の変化等も見据えた上で、資産格差が次世代における教育等の機会格差につながらないように、資産の再分配の機能の適切な確保がなされるかどうか、よく見極めて更に方策を考える必要がある。
- ② 老後扶養の社会化の進展と遺産の社会還元の見直し：老後扶養が、年金制度等の充実により公費で賄われる割合が高くなっており、その結果、充実した社会保障が高齢者の資産の維持・形成に寄与している面がある。しかも社会保障給付が、相当な程度、公債の発行に依存している現状がある。これらを踏まえ、被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付を清算するという観点から、高齢者の蓄積した資産に関して、社会への還元を図ることを検討することが考えられる。なお、税制を通じた方策だけではなく、遺産による寄附の促進等の検討も重要である。
- ③ 贈与税の見直しに当たって、格差の固定化防止を図りつつ、資産移転の時期の選択に（より）中立的な制度⁽⁵²⁾を構築するという視点：相続税の課税回避を防止する観点から、贈与税の税負担水準を相続税に比べて高く設定してきたが、相続人の高齢化が進み、「老老相続」と呼ばれる事態になって次世代への資産移転の時期が遅くなっている状況を踏まえ、平成 15 年度税制改正において、相続時精算課税制度を導入した。また、デフレ脱却・経済再生の早期実現の観点から、高齢者が保有する資産の早期移転を促進するため、住宅取得等資金、教育資金、結婚・子育て資金に関する時限的な非課税措置も導入されている。これらの非課税

(49) 「経済財政運営と改革の基本方針 2015 について」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）内閣府ウェブサイト <http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2015/2015_basicpolicies_ja.pdf>

(50) 同上、p.42。骨太の方針 2015 と後述の政府税調における論点整理との関係等については、加藤浩「相続税制の改革に当たっての考え方」『レファレンス』785 号、2016.6、pp.1-22。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9998196_po_078501.pdf?contentNo=1> を参照。

(51) 税制調査会『経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理』2015、pp.14-17。内閣府ウェブサイト <<https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/27zen28kai3.pdf>>

(52) 税制が、個人や企業の経済活動における意思決定をゆがめないようにすること。

措置は、資産が子・孫等の家族内のみに非課税で承継されるため、格差を次世代へと引き継がせて固定化させることにつながりかねない面もあるので、期限の到来を見据えて見直しを行うことが必要である。今後は、格差の固定化を防止しつつ、かつ、高齢者が持つ資産の次世代への移転において、時期の選択に（より）中立的な制度を構築するために、幅広い検討が必要である。

本稿との関係では、特に3点目の項目が重要である。若年世代への相続・贈与等による資産移転に関して、課税の仕組みを一体化して、その資産移転の時期に関わりなく税負担を中立化するという視点であると考えられる⁽⁵³⁾。政府税調は、平成30年秋以降、この論点整理を基礎とした検討に着手している。検討に当たっては、相続税・贈与税等の資産課税について平成27年に施行された改正の効果を見極めつつ、税体系全般にわたる見直しの中で、十分な時間をかけた丁寧な議論が必要であるとしている⁽⁵⁴⁾。

IV 相続税・贈与税の制度をめぐる経済・社会的な現況等

ここで最近の相続税・贈与税をめぐる経済・社会的な情勢等を整理する⁽⁵⁵⁾。高齢者への資産の偏在、所得格差・資産格差が若年世代の教育・結婚等に影響を与えている可能性等が示唆されている。

1 家計資産・被相続人の年齢の構成比・ライフサイクルで見た給付と負担等

昭和60年前後に経済のストック化が進展する中で増大した家計資産は、平成以降は2500兆円前後でおおむね横ばい傾向である。非金融資産のウェイトが低下する一方で、金融資産のウェイトが増加する傾向が表れている。相続資産で見た場合の資産価額の内訳を見ると、土地のシェアが低下する一方で、有価証券及び現金・預貯金等のシェアが大幅に拡大しており、平成28年に土地の38.0%（6.0兆円）に対して有価証券及び現金・預貯金等が45.6%（7.2兆円）となっている。増加する金融資産について、年代別の保有状況を見ると、直近20年間で特に60歳代以上の高齢者世帯の保有割合が非常に大きく伸びている。平成26年には個人金融資産約1700兆円のうち、60歳代以上が約6割（約1000兆円）を保有している⁽⁵⁶⁾。

相続税の申告状況を見ると、特に年齢の構成比について、被相続人の高齢化が進んでいる。80歳以上の被相続人は、平成元年に38.9%であったのに対し、平成28年には69.5%になっている。いわゆる老老相続が顕著になり、相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況になっている。こういった中で、資産移転の時期の選択に（より）中立的な制度の構築が検討課題になってくる。

高齢者がいる世帯の世帯構成の推移を見ると、昭和50年前後には5割を超えていたいわゆる3世代世帯が、平成29年には大幅に減少し1割程度になる一方で、単独世帯あるいは高齢者

⁽⁵³⁾ 前掲注(40)で示した渋谷雅弘の2つの論文を参照。

⁽⁵⁴⁾ 「税制調査会（第17回総会）終了後の記者会見議事録」2018.10.10, p.1. 内閣府ウェブサイト <https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/20181114_30zen17kaiken.pdf>

⁽⁵⁵⁾ IVの記述においては、財務省 前掲注(28), pp.3-25; 「税制調査会（第18回総会）議事録」前掲注(34), pp.12-18等を参照した。

⁽⁵⁶⁾ 資産の世代間移転の停滞の現況等については、『レファレンス』本号所収論文の川端一摩「データから見る超高齢社会と金融サービス」も参照。

の夫婦のみの世帯が、それぞれ3割程度まで増加してきている。また未婚の子との世帯も増加している。

ライフサイクルで見た様々な公的サービスの給付と負担の関係では、60歳代以降の高齢期においては、年金、医療、介護といった社会保障給付が生活を大きく支える形となっている。65歳以降になると、様々な給付が150万円を超す一方で、負担は50万円を切るようになる。高齢者の世帯構成の変化とあいまって、いわゆる老後扶養の社会化が進展している。

2 格差の固定化と所得格差・資産格差が教育・結婚に与える影響等

一般的に収入・所得と資産との間に正の相関関係が見られるところであるが、家計年収あるいは資産が増加するにつれて、塾代等の学習費も増加する傾向がある。また、世帯の収入と学力の関係を見ると、家庭の所得と全国学力調査の正答率に着目した場合、所得が高い家庭の子どもの正答率がより高いという傾向が見られる。中学3年生の数学Bにおいて、正答率を見ると、年収200万円未満世帯では30.0%である一方、年収1500万円以上世帯では53.4%と、20ポイント以上の開きがある。高校卒業後の予定進路について、家計年収別に並べると、親の所得が高いほど、子の4年制大学への進学率が高くなる傾向が見られ、年収400万円以下で31.4%である一方、1000万円超では62.4%となる。さらに学歴別の生涯賃金を見ると、高学歴は高収入という傾向がある。これにより、親の所得が高いほど子の生涯賃金も高くなると考えられる。

所得格差と結婚の関係では、特に男性の年収別に有配偶率を見ると、基本的には年収が高いほど有配偶率が高いという傾向がある。30～34歳男性の年収150～200万円の層で26.9%、同年齢階級の年収500～600万円の層で72.1%となっている。

3 相続税の課税件数・税収の推移等

相続税の課税件数の推移を見ると、課税ベースが拡大された平成25年度税制改正の適用のある平成27年からは、課税件数割合（全ての被相続人に対する課税対象となった被相続人の割合）が、改正以前の4%程度から8%程度に上がり、相続税収（贈与税収を含む。）についても平成26年の1兆8800億円から平成29年の2兆2900億円へと増加をしている。

V 若年世代への資産移転促進に係る課税をめぐる意見

ここでは、IIで概観した、若年世代への資産移転の促進に関連して行われてきた贈与税の負担緩和措置に関する近年の潮流について、有識者等の意見を俯瞰することとする。

1 経済活性化の方策として是認する意見

最初に、贈与税の負担緩和について、経済活性化策として賛成する意見を見てみる。なお、ここで紹介する意見も含めて、経済活性化の方策として贈与税の負担緩和を擁護するものには、格差の固定化に対する措置が必要なことも併せて言及するものが多いことに留意が必要である。まず高齢者に資産が偏在している問題を解消し、若い世代に資産移転してその消費を潤し、有効に活用すべきであることを強調する意見がある⁽⁵⁷⁾。また、贈与税の様々な緩和措置については、格差の「遺伝」を助長する側面があるものの、資産移転の時期の選択に対する中立性を

確保する目的を持ち、滞留する金融資産を市場に還流させることになり、デフレ脱却を模索する我が国経済にとって有益であり、少子化対策としても極めて重要な施策であるとする意見もある⁽⁵⁸⁾。

子や孫への教育資金の一括贈与に係る非課税措置に関しては、教育投資を通じた人的資産の形成に経済的効果があるならば、贈与税軽減により教育投資を促進する方向性自体は、社会的に望ましい可能性が高いが、教育投資の格差により「経済格差の世代間継承」が強化される可能性があるとするれば、一部の者が相対的に有利に人的資産形成を行えることになるという意見がある。当該意見は、教育目的の贈与等について贈与税等を軽減しつつも、通常の相続税を強化して追加的歳入を確保し、当該追加的歳入を原資に教育投資への格差を埋める効果的な諸政策を実行できるのであれば、社会全体の人的資産の形成に資するかもしれないとしている⁽⁵⁹⁾。

住宅取得等資金に関する非課税措置に関しては、国民各層に幅広くニーズが高いものであり、住宅投資の増加は、資材調達・雇用など様々なルートで我が国経済に大きな波及効果があること等から、景気回復に向けた時限的な施策としては適当とする見解も示されている⁽⁶⁰⁾。

なお、より一般的な議論として、投資ニーズの高い若年世代への資産移転を早めることは経済的に生産性を高めるものであるとする見解が見られる⁽⁶¹⁾。この資産移転の早期化という目的からは、遺産相続において、例えば子と孫とに同じ税率を適用する等、あるいは受贈者が受贈者の子どもへと贈与するならば一定の期間においては非課税とする可能性を探るなど、相続との関連で生前の贈与を優遇的な税制で取り扱い、世代を飛び越えた相続・贈与を動機付けることが有用となり得るとする考え方である⁽⁶²⁾。

2 贈与税の意義や公平性の観点等から問題点を指摘する意見

一方、贈与税の本来的意義は、相続税回避のための生前贈与をチェックすることにより、相続税強化と贈与税緩和の組合せは、税体系としてはバランスを欠いた措置に映るという意見がある。平成25年度税制改正では、消費税増税と相続税強化等で、財政再建を果たしつつ低所得層と富裕層の負担の公平化を図る方向が出されたが、デフレ脱却という経済課題が贈与税減税による景気対策という別の方向性を出すことになり、相続税と贈与税の「分裂」に至ったと指摘する意見である⁽⁶³⁾。相続税の回避を抑制するために補完的な贈与税を重課するという伝統

57) 「ザ・闘論 孫への教育資金贈与非課税」『東京新聞』2013.6.15における熊谷亮丸大和総研チーフエコノミストの意見。格差問題は、相続税をもっと上げるなど別の政策で対応すべきだとする。

58) ただし、当該意見は、①格差の固定化に対して従前の資産課税の改革が有効な手当を行ってきていないこと、②政策のプライオリティを、格差の固定化の排除と経済活性化のどちらに置くのか、再検討が必要なことを痛感するとも表明している。酒井克彦「検証！経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」『税理』59巻2号、2016.2、pp.2-9。

59) 神山弘行「贈与税と相続税の関係に関する覚書」『税研』31巻4号、2015.11、pp.30-37。

60) 齋地義孝ほか「経済危機対策関係の改正」『税制改正の解説 平成21年度』p.557。財務省ウェブサイト <http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2009/explanation/pdf/P539-P561.pdf>

61) Luc Arrondel and André Masson, "Taxing more (large) family bequests: why, when, where?" *PSE working paper*, no. 2013-17, 2013. L'archive-ouverte HAL-SHS website <<https://halshs.archives-ouvertes.fr/halshs-00834189/document>>

62) Anna Iara, *Wealth distribution and taxation in EU Members*, (Taxation Papers: Working paper, no.60), Luxembourg: European Commission, 2015, p.21. European Commission website <http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/taxation/gen_info/economic_analysis/tax_papers/taxation_paper_60.pdf>

63) 井手英策「格差是正か、経済対策か—贈与税をめぐる—」『税研』28巻6号、2013.3、pp.48-53。池上岳彦立教大学教授も、相続税強化と贈与税軽減の組合せについて、富裕層への課税強化を目指すならば、政策の方向性が一致していないとする。「税制改正大綱 政策の一貫性見られず」『産経新聞』2013.1.25。

的な思考に対して、経済活性化策としての資産移転の促進を企図した贈与税の軽減という逆の方向性が入り込んでいるという指摘である。

また、世代間の所得移転を強調して、「高齢層が富裕層であり、若年層が低所得層である」という図式に立つならば、贈与税の負担緩和措置が再分配に寄与していると考えられ得るが、飽くまで富裕層内部での所得移転なので、「相対的な再分配」と捉えるべきで、富裕層の課税強化によって財源を確保し、その財源の一部を低所得層向けに支出するという本来の再分配とは、意味が異なると指摘する見解もある⁽⁶⁴⁾。

さらに、子や孫への教育資金の一括贈与に係る非課税措置については、その景気刺激効果は小さくなく、教育を通じた稼働能力の獲得の面で祖父母の世代の格差を孫の世代に継承するもので、公平性の観点から強く否定されるものであり、世代を飛び越した資産移転の奨励は相続税制を骨抜きにするものであるとの意見も示されている⁽⁶⁵⁾。経済活性化のためであるとしても、「機会の平等」の尊重と子が親や祖父母の資産に過度に依存すべきではないという立場から、資産格差を次の世代に引き継ぐ措置は、時限的措置としてなるべく早く終了させるべきであり、いつまでも継続すべきものではないという意見もある⁽⁶⁶⁾。

住宅取得等資金に関する非課税措置に関しては、住宅投資を他の投資と比較して優遇することは、持家と賃貸住宅の選択をゆがめ、効率性の低下をもたらし、世代間の経済格差の継承も促進されると評する意見がある⁽⁶⁷⁾。

なお、教育や結婚に係る特例措置については、資産格差の固定化につながり、富裕層優遇税制につながりやすく、縮小の方向を検討すべきであるとした上で、「現在、110万円の贈与税の基礎控除をもう少し増額して、連年贈与等でお年寄りから例えばお孫さんやお子さんへの贈与を促進することによって、日本のお金の動きを良くしていくようなことにした方が良い」という意見もある⁽⁶⁸⁾。

Ⅵ 与党大綱における取扱い

与党大綱では、相続税・贈与税の在り方に関して、①教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し、②資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討という以下の二つの項目を盛り込んでいる⁽⁶⁹⁾。Ⅲで前述した政府税調の論点整理の3点目の項目と同様に、格差の固定化の防止を図りつつ資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築する必要があるという問題意識が表れていると言えよう。

(64) 井手 同上 井上徹二「税制改正大綱の批判的検討—消費税増税の地均しと富裕層・大企業優遇—」『税経新報』609号、2013.4、p.14は、「金持ち一族による富のたらいまわし免税」と評している。

(65) 國枝 前掲注(44)

(66) 池上岳彦「税制改革のあり方—国税・地方税を通じた課題—」『都市問題』107巻4号、2016.4、pp.44-53。

(67) 國枝繁樹「少子高齢化社会における世代間の資産移転税制のあり方」『税研』25巻6号、2010.5、pp.40-45。

(68) 神津信一税理士の意見。「税制調査会(第20回総会)議事録」前掲注(33)、p.26。一方、暦年課税における年間110万円の基礎控除については、贈与税の抜け穴として機能しており、むしろ引下げが検討されるべきであるという見解がある。小西杏奈「タックス・ミックスにおける相続税・贈与税—消費税増税という文脈の中で相続税・贈与税をどう設計するか—」『税研』34巻3号、2018.9、pp.32-37。また、全体として所有資産の少ない若年層への生前贈与を促進すると、贈与を受けられる個人と受けられない個人との間における格差拡大につながるため、機会の均等化という観点からは、生前贈与も必ずしも望ましいとは言えないという見解もある。村松怜「日本における相続税・贈与税の役割に対する認識」『税研』34巻3号、2018.9、pp.50-57。

(69) 自由民主党・公明党 前掲注(1)、pp.14-15、45-46。

1 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

与党大綱によれば、これらの措置については、祖父母や両親の資産を早期に若年世代に移転させることにより経済活性化に資することを目的に、過去の税制改正で導入されたが、制度の適用状況を見ると、導入当初と比べて新規の適用数が大幅に減少しているということである。また、導入当初からこれらの措置が、格差の固定化につながらないように、機会の平等の確保に留意した見直しが必要との指摘があり、これらの観点を踏まえて、若干の適用対象の見直し等を行ったということである⁽⁷⁰⁾。

これらの非課税措置の適用を受けるためには、それぞれの資金に係る贈与信託を設定する必要があるが、平成25年度上半期に新規契約された教育資金贈与信託は約4万件、新規設定額は約2600億円であったものの、平成29年度下半期には約7,500件、約700億円に減少している⁽⁷¹⁾。また、結婚・子育て資金贈与信託は新規契約数が平成27年度上半期の約2,700件、新規設定額約60億円から、平成29年度下半期には約60件、約9億円にまで減少している⁽⁷²⁾。格差の固定化に対する懸念と利用の減少が、非課税措置の見直しの理由として挙げられていると考えられる。

2 資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討

高齢化の進展に伴い、いわゆる「老老相続」が課題となる中で、生前贈与を促進する観点からも、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築が課題となっているとしている。また、諸外国の制度を見ると、生前贈与と相続に対して遺産税若しくは相続税を一体的に課税することにより、資産移転の時期の選択に中立的な税制が構築されている例があるとしている。そして、我が国における相続時精算課税制度については、適用を選択すれば生前贈与と相続に対する一体的な課税が行われることになるが、必ずしも十分に活用されているとは言い難いと結論付けている。その上で、今後、諸外国の制度の在り方も踏まえつつ、格差の固定化につながらないように、機会の平等の確保に留意しながら、資産移転の時期の選択に中立的な制度を構築する方向で検討を進め、教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、次の適用期限の到来時に、その適用実態も検証した上で、これらの措置の必要性について改めて見直しを行うこととしている⁽⁷³⁾。

Ⅶ 一体化課税をめぐる留意点

相続税と贈与税の課税の仕組みを共通にする場合、基礎控除や税率を単に共通にするだけならば何の意味もないと言われる。基礎控除を繰り返し利用し、また、累進税率の適用を回避するために、資産を生前に数回に分けて贈与した方が相続時に一括して移転するよりもはるかに税負担が小さくなるからである。一体化課税の目的は、前述のように資産移転について税負担を中立化することにある。

一体化課税においては、相続時精算課税のように贈与時に税を予納して相続時に精算する形

(70) 同上 受贈者に所得要件を課したり、教育資金の範囲を従来よりも限定する等の見直しが行われた。

(71) 財務省 前掲注(28), p.40.

(72) 同上, p.43.

(73) 自由民主党・公明党 前掲注(1), pp.14-15.

式もあれば、一生を通じた一つの基礎控除及び税率構造を用いて贈与時の税の支払を毎回その都度完結させてしまう方式もある。以下、我が国において、今後の相続税・贈与税の一体化課税の考察を行う場合に留意する点を整理する⁽⁷⁴⁾。

1 法定相続分課税方式に伴う困難

我が国の現行の法定相続分課税方式は、前述のように課税時に全ての相続人（受贈者）の相続額（受贈額）を共有する必要がある、また、相続人の数の変動が他の相続人の課税額に変動を及ぼす。相続税と贈与税を一体化し、一生を通じて一つの基礎控除及び税率構造を適用するという累積的課税の方式において、生前贈与のタイミングごとにこれらの要件を満たすためには、制度が相当に複雑にならざるを得ないことに注意が必要である。

2 配偶者の取扱い・世代飛ばしへの対応

夫婦間の贈与は、一定の条件の下で配偶者控除が認められるものの、通常贈与税が課される。一方、相続税においては、配偶者の相続税額は大幅に軽減されている。配偶者が夫婦の資産形成に貢献したことへの配慮や、配偶者の老後の生活保障といった趣旨が含まれるからである。贈与税において配偶者を優遇すると、配偶者に移転した資産から生じる将来の所得を移転することが可能となり、配偶者間の所得分割が行われ得ることとなる。両税の調整が必要とされるであろう。

世代飛ばしへの対応も留意すべき点である。相続人等が1親等の血族又は配偶者ではない場合は、相続税額が2割加算となる。これには、孫への遺贈のように世代飛ばしが行われたときに相続税が1回スキップされてしまうことを調整するという趣旨が含まれている⁽⁷⁵⁾。贈与税には、このような規定はない。こちらも両税の調整が必要とされるであろう。

3 累積的課税に係る税務行政上の負担及び「贈与」の定義に係る問題

一生を通じて一つの基礎控除及び税率構造を適用する累積的課税を採用する場合、課税庁が、贈与に関する記録を一定期間保存しておかなければならない。相続時精算課税でもこのような対応は必要とされるが、累積的課税が相続税・贈与税の仕組みに全面採用となるならば、全ての贈与に係る記録保存が必要となる。累積対象となる過去の贈与に係る期間をある程度限定するか、あるいは限定を設定しないかによって、この負担の大きさは変わってくる。もちろん納税者側にも、記録提出に係る遵守協力コストが相応に発生する⁽⁷⁶⁾。

シャープ勧告⁽⁷⁷⁾では、富の集中を防止するという観点から、人が一生のうちに相続・贈与により取得した全資産に対して累積的・総合的に課税するのが理想であるとされた。具体的には、相

(74) VIIの記述においては、前掲注(40)の3つの論文等を参照した。

(75) 平成25年度税制改正により相続時精算課税の対象者に20歳以上の孫が加えられたが、相続時に精算する際には、2割加算の措置がとられる。

(76) なお、暦年課税について累積的課税方式を採用すると、累積期間が長期になるほど実務が煩雑化し、執行が困難になるおそれがあるとの指摘がある（日本税理士会連合会税制審議会「相続税の機能と今後の税制のあり方について—平成30年度諮問に対する答申—」2018.12.20. <http://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/business/taxcouncil/toushin_H30.pdf>）。

(77) 連合国最高司令官総司令部（GHQ）の要請で昭和24年に来日したコロンビア大学のカール・シャープ（Carl Shoup）博士らによる日本税制使節団の報告書及びそれに基づいてGHQから我が国の政府に出された指令を指す。

続・贈与により資産を取得した場合には、①取得した金額をそれ以前の相続・贈与によって取得した資産の金額に加算し、②その総額に対して税率を適用し税額を算出した上で、③そこから、それ以前に相続・贈与によって取得した資産の金額に税率を適用して得られた金額を控除することで納付税額を算出するとされた。この考え方にに基づき、我が国で累積的取得税制度が導入されたが、税務執行上実施が困難であることを理由として、昭和 28 年に廃止されている。

また、前述の贈与に関する記録とも関係するが、少額の贈与を累積的課税の対象から除外すること等が議論の対象となろう。相続時精算課税制度では、暦年課税において設定されている基礎控除額に満たない価額の贈与でも課税庁に申告しなければならない。少額であっても未利用分の基礎控除額を減少させるものであるからである。課税庁はこの少額贈与を把握しなければならない。逆に、把握の手間を省くのならば、扶養義務者相互間の生活費・教育費の贈与の非課税規定（相続税法第 21 条の 3 第 1 項第 2 号）の対象を拡大していくような方向性が探られる可能性もある。

Ⅷ 諸外国の制度等に見る一体化課税の仕組み

これまで見てきたように、高齢者の資産保有が増加し老老相続が一層進む現状を踏まえて、資産移転の時期の選択に（より）中立的な制度の構築について、幅広い検討がなされていく見込みである。ここで、我が国の現行制度に加えて、諸外国及び我が国の過去の関連する制度の主たる枠組みについて簡潔に整理する⁽⁷⁸⁾。

我が国の現行制度で相続時精算課税を選択しない場合の通常の暦年贈与のケースでは、既に述べたように、相続税の課税回避（累進回避）を防止する観点から、相続税よりも高い累進税率の贈与税を暦年単位で課税するという仕組みになっている。そのため、資産移転の時期によって課される税額が大きく変動し得る制度となっている。なお、暦年課税であっても相続開始前 3 年以内の贈与は相続資産に加算される制度になっているが、他の主要国より短い期間の加算となっている。

我が国で相続時精算課税を選択した場合は、選択後の累積贈与額と相続資産の額に対して相続税を一体的に課税することで、この範囲においては資産移転の時期に基本的に中立的な形になる。

アメリカ、ドイツ及びフランスについては、相続税・贈与税が（必ずしも完全ではないが）一体化した制度であり、税率についても同じものを適用する。一方、イギリスについては、一体化した制度とは言い難い。

アメリカは、生涯にわたる累積贈与額と遺産額、その全体に対して遺産課税方式の遺産税を一体的に課税するという制度である。そのため、生涯の税負担が資産移転の時期によらず一定な、中立的な制度になっている。ただし、442 万ドル（約 4 億 9 千万円）という非常に高額な税額控除が存在することに留意する必要がある。非常に限られた富裕層向けの課税制度になっていると言える。最高税率は 40% である。また、贈与については比較的少額の年間控除（1.5 万ドル

(78) 財務省 前掲注(28), pp.29-36; 「税制調査会（第 18 回総会）議事録」前掲注(34), pp.16-17; 吉沢浩二郎編著『図説日本の税制 平成 30 年度版』財経詳報社, 2018, pp.320-323; *European Tax Handbook 2018*, Amsterdam: IBFD, 2018, pp.413-414, 369-370, 1196-1197; *U.S. Master Tax Guide 2019*, Riverwoods, Ill.: CCH Incorporated, 2018, pp.921-936 等を参照した。

(約166万円)がある。なおアメリカには、連邦政府の課税とは別個に、独自に遺産税・贈与税等を課している州がある⁽⁷⁹⁾。

ドイツは遺産取得課税方式であり、贈与があった年は、「その年までの10年間の累積贈与額に対する課税額」から「前年までの9年間の累積贈与額に対する課税額」を控除した額を納付する。死亡直前の10年間の累積贈与額と死亡時の相続資産に対しては相続税を一体的に課税する。生涯累積ではないが、部分的な一体化が図られた制度となっている。最高税率は50%である。

フランスは、ドイツと同様の方式であるが累積贈与額に関する期間が15年間となっている。フランスも累積贈与額と死亡時の相続資産に対して相続税を一体的に課税する。最高税率は60%である。

イギリスは、遺産課税方式で、相続税率が原則40%である。個人間の贈与については、課税されない。ただし相続前7年間に贈与されたものは、経過年数に応じて8~40%の税率で課税される⁽⁸⁰⁾。贈与税が基本的に存在しないとも見なし得るため、一体化しているとは言い難い。

なお、我が国の戦後間もない頃の、いわゆるシャープ勧告に基づく相続税の制度(Ⅶ3で前述)は、アメリカの生涯累積の制度⁽⁸¹⁾と似た姿となっていた。生涯にわたる累積贈与額と相続資産の額に対して、遺産取得課税方式での相続税を一体的に課税するものであり、最高税率は90%で、アメリカ同様、比較的少額の年間控除(3万円)があった。

おわりに

格差の固定化の防止を図りつつ、若年世代への資産移転を促進するような相続税・贈与税の仕組みについては、今後検討が深められていくと考えられる。

その際、相続税の累進的な負担を回避するための生前贈与を抑制するという、従来強調されてきた贈与税の役割をどう考えるかが一つのポイントとなろう。生前贈与そのものの是非を機会の均等化という観点からどう考えるべきか、根本的な議論が行われる可能性もあろう。

また、一体化課税における税務行政上の負担と実際的な執行可能性も、もう一つのポイントとして議論されるであろう。少額の贈与でも申告・記録の義務が課されれば、納税者の遵守協力コストも課税庁側の執行コストも膨大になるリスクがある。納税者の個人情報保護や税務行政の効率性を常に念頭に置きながら、執行可能な制度を考案しなければならないであろう。

もちろん、政府税調の論点整理に記された、資産の再分配機能の適切な確保の視点や老後扶養の社会化の進展と遺産の社会還元の見点も、ともに踏まえた上で検討がなされることになる。最適解あるいはベターな解が見いだされるまでには、十分な時間をかけた丁寧な議論が必要となるであろう。

(かとう ひろし)

(79) 東条正美「最近米国税制事情—米国税制を概観する(5)州の所得税、遺産・贈与税、失業税—」『税務経理』9728号, 2018.12.7, pp.2-7.

(80) なお、相続税と贈与税の統合に関して、ノーベル経済学賞受賞者のジェームズ・A・マーリーズ(James A. Mirrlees)卿を座長とするイギリスの税制改革の提言書である「マーリーズ・レビュー」では、資産格差が拡大する状況に鑑みると、資産移転に係る税目の存在根拠は強められているとして、相続税の課税の抜け穴を無くしつつ、一生涯の取得資産に対して課税する方式の導入を提案しているという。村松 前掲注(68); James A. Mirrlees (chair) et al., *Tax by Design: the Mirrlees review*, Oxford: Oxford University Press, 2011, pp.366-367, 375, 490-491.

(81) ただし、前述のようにアメリカは遺産課税方式である。